

※このパンフレットは、平成 29 年 4 月 1 日以降に解散した厚生年金基金の加入員が対象になります。

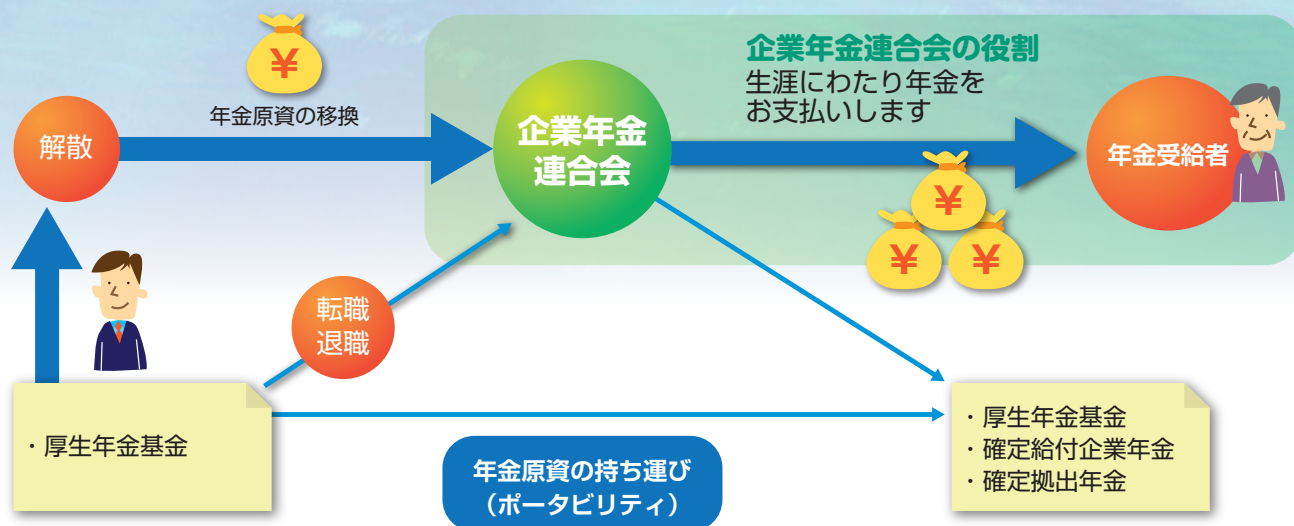


Pension Fund Association

企業年金連合会 通算企業年金のおすすめ

年金原資の持ち運びと企業年金連合会の役割

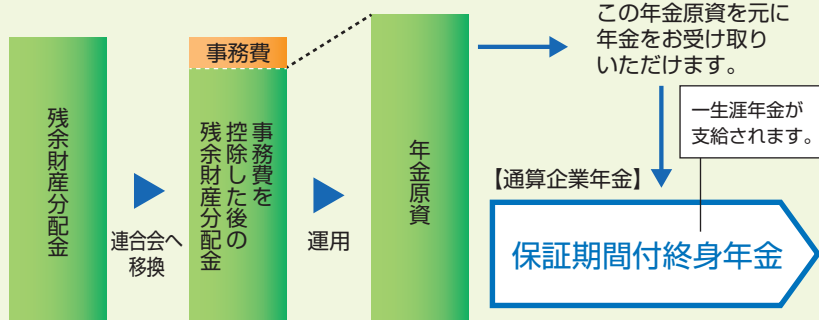
- 企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担っています。
- 加入されていた厚生年金基金が解散したことにより残余財産分配金を受け取ることができる方は、残余財産分配金を企業年金連合会に移す（移換する）ことにより、将来、生涯にわたって年金（通算企業年金）としてお受け取りいただけます。



通算企業年金は生涯にわたりお支払いする終身年金です

- 皆様からお預かりした残余財産分配金は企業年金連合会が責任を持って運用します。
- 年金額を算定する際の予定利率^(※)は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて 0.50%～ 1.50% です。連合会が移換を受けてから年金を支払い終えるまでの平均期間の違いを勘案しています。（運用の状況によっては、年金額が増額される場合があります。）
- 上記の予定利率の適用対象者は、平成 29 年 4 月 1 日以降に解散した厚生年金基金の加入員となります。

通算企業年金のしくみ・イメージ図



(※) 予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	1.50%
45歳以上55歳未満	1.25%
55歳以上65歳未満	1.00%
65歳以上	0.50%

移換する残余財産分配金に対する 年金額（年額）【概算】

(受取開始年齢が 65 歳の場合)

(円：百円未満四捨五入)

	移換時の年齢	予定利率	移換する残余財産分配金					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.50%	9,500	19,000	28,600	47,800	95,600	193,900
	35歳0月	1.50%	8,200	16,500	24,700	41,300	82,700	166,900
	45歳0月	1.25%	6,500	13,200	19,800	33,000	66,100	132,800
	55歳0月	1.00%	5,500	11,000	16,500	27,500	55,100	110,400
	65歳0月	0.50%	4,600	9,200	13,900	23,100	46,300	92,700
女性	25歳0月	1.50%	7,700	15,500	23,300	38,900	77,900	157,900
	35歳0月	1.50%	6,700	13,400	20,200	33,600	67,400	135,900
	45歳0月	1.25%	5,300	10,700	16,000	26,700	53,500	107,500
	55歳0月	1.00%	4,400	8,800	13,300	22,200	44,400	89,000
	65歳0月	0.50%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,100	74,300

*「移換時の年齢」とは、残余財産分配金を企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です。

*例えば、35歳0月の男性が残余財産分配金100万円を移換された場合、年額約82,700円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます。

*女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです。

ご自分にあつた具体的な試算は企業年金連合会ホームページの年金試算シミュレーションで行えます。
<https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>



年金試算シミュレーション

●年金試算結果画面では、ご自身の支給開始年齢時の年金額、支給開始年齢、事務費額が表示されます。

年金試算シミュレーション

年金試算条件

生年月日: 西暦 1980 年 1 月 1 日

配当一時金相当額または残余財産分配金の額: 2000000 円

性別: 男性 女性

資格喪失年月日 (解散・制度終了翌年毎月日): 西暦 2017 年 4 月 1 日

予定移換申出年月 (注記1、2、3): 西暦 2017 年 5 月

既に連合会に所属している通算企業年金があるかどうか: あり ない

試算結果

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年額) (注記1): 160,727円

支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2): 65歳

事務費額: 34,100円

●事務費とは、残余財産分配金の移換手続きやデータ管理、年金のお支払い等に係る事務手数料を、残余財産分配金の移換時に一括して控除させていただくものです。

事務費 (上限34,100円) = ①定額事務費 (1,100円) + ②定率事務費 (上限33,000円)

①定額事務費は、受付、移換完了通知書の送付などに要する経費に充てられます。

②定率事務費は、データ管理、振込手数料などに要する経費に充てられます。

通算企業年金の特長

生涯にわたって年金が受けられます

終身年金ですのでご本人が生存されている限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

保証期間は受取開始年齢から満 80 歳までです

保証期間とは、年金受取開始年齢から 80 歳に達するまでの期間のことを指し、その間に病気や災害などの理由があった場合や、お亡くなりになられたときには、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます。

選択一時金

原則として、年金でお受け取りいただくのですが、思いがけない病気や災害などにより資金を必要とされる場合は、年金を受けられる年齢になったとき(原則 65 歳)または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内であれば、残りの保証期間に応じた選択一時金をお受け取りいただくこともできます。

死亡一時金

万一、年金をお受け取りになる前または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内にお亡くなりになられたときには、残りの保証期間に応じた死亡一時金をご遺族にお支払いいたします。

(注) 年金受取開始年齢到達までは選択一時金は選べません。

(注) 残余財産分配金をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があります。

(注) 65歳を超えて残余財産分配金を移換された場合の保証期間は、移換されたときの年齢に応じて15年～1年となります。

原則 65 歳からお受け取りいただけます

- 受取開始年齢は 65 歳（老齢厚生年金同様、生年月日により 60 歳から 65 歳に段階的に引き上がります。下表参照）からになります。
- ご本人の選択により本来の受取開始年齢よりも早くお受け取りいただくこともできます。(60 歳以降)ただし、受取期間が長くなりますので、この場合の年金額は減額された額となります。
- 受取開始年齢を超えて残余財産分配金を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金をお受け取りいただけます。

	生年月日	受取開始年齢
男性	～昭和 28.4.1	60 歳
	昭和 28.4.2 ～昭和 30.4.1	61 歳
	昭和 30.4.2 ～昭和 32.4.1	62 歳
	昭和 32.4.2 ～昭和 34.4.1	63 歳
	昭和 34.4.2 ～昭和 36.4.1	64 歳
	昭和 36.4.2 ～	65 歳

	生年月日	受取開始年齢
女性	～昭和 33.4.1	60 歳
	昭和 33.4.2 ～昭和 35.4.1	61 歳
	昭和 35.4.2 ～昭和 37.4.1	62 歳
	昭和 37.4.2 ～昭和 39.4.1	63 歳
	昭和 39.4.2 ～昭和 41.4.1	64 歳
	昭和 41.4.2 ～	65 歳

非課税で企業年金連合会へ移換できます

残余財産分配金の企業年金連合会への移換には、税金がかかりません。

(注) 年金受取時は公的年金等に係る雑所得として取り扱われます。

企業年金連合会から他の企業年金制度等に年金原資を移換できる場合があります

企業年金連合会でお預かりした年金原資を他の企業年金制度等に移換できるかどうかは、加入された企業年金制度等にご確認ください。

(注) 残余財産分配金をお預かりしてから、他の企業年金制度等へ移換されるまでの期間が短い場合は、移換額がお預かりした金額を下回る場合があります。

通算企業年金を選択される場合には 次のことにご注意ください

加入されていた厚生年金基金にお申し出ください

- 通算企業年金を選択される場合は、加入されていた厚生年金基金にお申し出ください。
- このお申し出により、厚生年金基金から企業年金連合会へ残余財産分配金が移換されます。
- お申し出の方法やお申し出期限等につきましては、加入されていた厚生年金基金の事務担当者の方へお尋ねください。

移換時に事務費をいただきます

- 移換された残余財産分配金から事務費をいただきます。
- 事務費は移換された額や年齢によって異なりますが、例えば、移換額が30万円で年齢が40歳のときは2.7%程度、移換額が200万円で年齢が40歳のときは1.7%程度となっています。

- このパンフレットに関するQ&Aを企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

<https://www.pfa.or.jp/qa/jukyu/jukyuu04.html>

企業年金連合会

検索



お問い合わせ

詳しくは、企業年金連合会（または加入されていた厚生年金基金）にお問い合わせください。

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
年金サービスセンター 年金相談室


Pension Fund Association
企業年金連合会
企業年金の明日を担う



0570-02-2666

※PHS・IP電話からは **03-5777-2666**

企業年金連合会ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>



(注) 通算企業年金については、企業年金連合会規約に定められています。企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

(注) 法律改正（平成26年4月施行）により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会（新連合会）の設立時に解散することとなりました。（現段階では、解散時期は未定です。）企業年金連合会が解散した場合は、通算企業年金に代えて残余財産を分配することになりますが、その分配金の額が当初お預かりした残余財産分配金を下回る場合があります。また、新連合会が、その分配金を原資として新たな老齢年金の給付を行うことができますが、現在の通算企業年金と同じ給付設計になるとは限りません。